

安城市マンションの管理の適正化の推進に関する方針

(期間：令和5年6月～令和15年3月)

令和5年6月1日

この方針はマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下、法という。）第3条の2第1項に規定するマンション管理適正化推進計画を兼ねたものです。

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市には令和4年末時点で244棟のマンションが立地しており、築40年を超えるマンションはそのうちの11.8%、29棟ですが、10年後には88棟（およそ3.0倍）、20年後には166棟（およそ5.7倍）と、今後高経年のマンションが増加することが予想されることを踏まえ、管理組合による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点をおいてマンションの管理の適正化を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本市域内におけるマンションの管理状況を把握するため、愛知県が令和3年度に管理組合へ実施したアンケート結果を踏まえ、実態調査の実施等、市が講ずる措置を検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 方針の運用期間

令和5年6月から令和15年3月までのおよそ10年間とし、マンション管理適正化推進計画としての計画期間も同様とします。社会経済情勢の変化等及び連携する愛知県のマンション管理適正化推進計画の見直し等があった場合には、それらを踏まえ、適宜見直しを行うものとします。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。

8 マンションの管理計画の認定に関する事項

マンションの管理の適正化の推進のために行う法第5条の4の管理計画の認定について、認定基準は法の基準に加え、愛知県と同様に防災に関する取組を管理組合として実施していることを認定基準とします。

なお、法施行規則第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次に掲げるものとします。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証
- (2) 管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書